平成２４年（フ）第５６号
長野県佐久市原95番地７　ハイツ原201、前住所長野県佐久市入澤1933番地７
債務者　石井ゆかり
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２３６号
愛知県田原市加治町恩中６番地５
債務者　松井　宗臣
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２４０号
愛知県新城市矢部字本並95番地２
債務者　古瀬　英治
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１８５号
長崎県佐世保市十郎新町８番５号　Ｂ１－401号
債務者　野田　光則
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
沖縄県宜野湾市字愛知456番地　メゾンＨＩＲＯ203号
債務者　川満　栄嗣
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２２０号
沖縄県沖縄市照屋５丁目20番28号　丸勝アパート201
債務者　仲宗根邦恵（旧姓上里）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第６７号
熊本県八代市竹原町1514番地２
債務者　村田　狂馬
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２１７号
北海道足寄郡足寄町西町８丁目２番地17
債務者　山口　博之
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
北海道帯広市西１条南25丁目２番地５
債務者　大浦　佑輔
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼4771番地２　サニーヒルＳ＆Ａ102号
債務者　川上　弘展
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４７９号
静岡県浜松市東区上新屋町51番地の８
債務者　中山真由子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第９９号
最後の住所広島県福山市御幸町大字中津原963番地
破産者　亡猪原克己相続財産
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３３９号
千葉県浦安市弁天３丁目２番13－４号
破産者　前田　雅基
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４号
奈良県橿原市葛本町187番地の１
破産者　株式会社ツカサ
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
北海道日高郡新ひだか町三石本桐100番地
破産者　株式会社坂本組
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１２７号
北海道江別市萌えぎ野中央８番地４
破産者　有限会社雅輸送
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６８１号
札幌市北区新琴似六条17丁目７番23号
破産者　有限会社カーマート札幌
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部